

藤田嗣治《武漢進撃》審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討のある必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

II 審査方法

企画書に基づき、当館内に設置する審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の構成員が各々評価した結果の合計にワーク・ライフ・バランス等推進企業としての認定の該当項目点数を加え、当該提案者の得点とする。なお、審査項目中、特筆すべき点があれば評価書に記入し、審査の材料とする。

【評価基準】

大変優れている＝5点	優れている＝4点	問題ない＝3点
問題がある＝2点	おおいに問題がある＝1点	

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業遂行に相応しいファシリティを整備していること。
- ③ 事業を適切に遂行するための技術及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 作品の特質、劣化損傷状態を適切に把握したうえで、全体にわたって適切な処置が提案されていること。その際、鑑賞性の改善に向け、危険性を回避しながら適切な処置を提案していること。
- ③ 処置について、選択肢を吟味していること。(提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。)
- ④ 期間内に安全に終了させるべく、処置の内容を吟味していること。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。